

令和8年度海洋実証フィールド調査業務委託 企画提案募集要領

1 募集概要

(1) 業務名

令和8年度海洋実証フィールド調査業務委託

(2) 業務委託者

静岡県知事

(3) 採用方式

公募での企画提案方式

(4) 業務内容

別添「令和8年度海洋実証フィールド調査業務委託仕様書」のとおり

(5) 委託期間

契約日から令和9年3月24日（水）まで

(6) 契約限度額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務目的

静岡県のマリンオープンイノベーションプロジェクト※（以下「MaOIプロジェクト」とする。）では、清水港を中心とした実海域で実証実験の利用支援を行うワンストップサービスを実施しており、先端技術や知見を有する研究者・企業の参画を促し、地域企業とのマッチングを推進している。

他方、国は「海洋」を日本成長戦略17分野に位置づけており、特に海洋ドローンの市場は急伸することが見込まれることから、官民の研究開発力の強化を促進している。今後、多様な実証実験を国際水準で行えるテストフィールドを一層充実させ、海洋産業クラスターの形成につなげることが求められる。

ついては、本業務委託によって、静岡県内において海洋産業に関わる実証実験が可能な地域を明らかにし、海洋産業に関する研究開発・実証実験が可能な実証フィールドの広域展開を検討する。

※静岡県の魅力ある海洋資源や、持続可能な海洋経済に関するテクノロジー「Blue Tech」を活用し、海洋産業の振興と海洋環境保全の世界的拠点の形成を目指す取組

3 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 日本国内に本社又は事業所を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

(3) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。

(4) 本業務の遂行に必要な組織、人員を確保することが可能であること。

- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有すること。
- (6) 直近1年において、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）による特別精算開始の申立がなされていない者であること。
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (10) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (11) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案参加方法

(1) スケジュール

企画提案参加受付開始	令和8年9月29日（火）
質問の受付締切	令和8年10月8日（木）
参加表明書の提出期限	令和8年10月8日（木）
企画提案書等の提出期限	令和8年10月14日（水）
企画提案（プレゼンテーション）	令和8年10月20日（火）
選考結果の伝達	令和8年10月23日（金）※予定

※なお、参加者の状況等により変更する場合がある。

(2) 質問の受付及び回答

本業務に関する質問については、原則として「質問書」（様式第6号）を提出するものとする。

○ 提出先等

- ・提出期限 令和8年10月8日（木）午後5時必着
- ・提出先 静岡県経済産業部 産業革新局 先端技術振興課
- ・提出方法 電子メール（sengi@pref.shizuoka.lg.jp）

○ 回答

質問に対する回答は、原則として3営業日以内に質問者に対して行うほか、静岡県ホームページ上に掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

【静岡県経済産業部産業革新局先端技術振興課ホームページ】

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeizaisangyou/1085789.html>

（3）参加表明書の提出

提案参加希望者は、参加表明書（様式第1号）を提出すること。参加表明書の提出がない者の参加は認めない。

○ 提出先等

- ・提出期限 令和8年10月8日（木）午後5時必着
- ・提出先 静岡県経済産業部 産業革新局 先端技術振興課
- ・提出方法 電子メール（sengi@pref.shizuoka.lg.jp）
- ・備考 送付後、受領状況を電話（8提出先、問合せ先）にて確認すること。

（4）企画提案書等の提出

提案参加希望者は、以下の書類を期限までに提出すること。

提出期限	令和8年10月14日（水）午後5時必着
提出方法	原則、電子メール（PDFファイル）とする ※特別な事情がある場合は、直接の持参も可とする
提出先	静岡県経済産業部産業革新局先端技術振興課（静岡県庁東館9階） メール：sengi@pref.shizuoka.lg.jp
提出書類	①企画提案書（様式第2号） ②企画提案説明資料（任意様式） ・A4横パワーポイント形式を基本とし、表紙を除き最大20枚までとする。 ・企画提案説明資料には、以下ア～エの事項について記載すること ア 提案内容 具体的な調査・分析の方法・内容のほか、提案の考え方や実現可能性、見込まれる効果等についても詳細に記載すること。 イ 業務実施体制 当該業務を実施するに当たっての体制や役割について記載し、連携する外部機関等がある場合は、当該機関との関係についても記載すること。

	ウ スケジュール 委託業務開始から完了までのスケジュールについて、一連の流れがわかるように記載すること。 エ 提案者の概要 商号又は名称、所在地、資本金、従業員数、事業内容、売上等について記載すること。 ③業務実績（様式第3号） ※該当する場合のみ ・国又は地方公共団体より受注した本業務と同等又は類似した業務がある場合は、審査の参考とするので提出すること ・業務実績は、令和3年4月1日から参加表明書提出日までに完了しているものを記載し、3件を上限とする。 ・履行した実績が分かる契約書の写し、仕様書等を添付すること。 ④実施体制（様式第4号） ・配置を予定している者全てについて記入すること。 ・行が不足する場合は適宜追加すること。 ⑤提案者の概要（様式第5号） ・パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること。 ⑥納税証明書 (本社等所在地の法人<u>都道府県税</u>に未納がない証明) ⑦見積書（任意様式） ・積算内容を詳細かつ具体的に記載すること ・企画提案仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とし、備品等財産の取得に関わる経費は認めない。 ⑧パートナーシップ構築宣言ポータルサイト (https://www.biz-partnership.jp/index.html) に掲載済みの「パートナーシップ構築宣言」（該当する場合のみ）
様式等の入手方法	静岡県先端技術振興課ホームページからダウンロード (https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeizaisan/gyou/1085789.html)
その他	参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、所定の様式「辞退書」（様式第7号）を提出すること。なお、上記期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

5 選定方法

(1) 選定委員会による選定

提出された企画提案書は、「令和8年度海洋実証フィールド調査業務委託企画提案審査委員会」において、5（3）評価基準に基づいて審査し、委託事業者を選定する。審査は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより行う。

なお、提出期限までに必要書類を提出した者が5者以上あったときは、プレゼンテーション実施者を選定する1次審査を実施する場合がある。その場合の審査は、「審査基準」に基づき、選定委員会事務局が書面で実施し、結果を10月16日（金）までに通知する。

(2) 企画提案書のプレゼンテーション

企画提案内容について、次のとおりプレゼンテーションによる審査を行う。詳細については、別途連絡する。

日 時	令和8年10月20日（火）時間未定（決定次第通知）
場 所	オンライン（実施方法の詳細については、後日連絡）
その他	・各提案者25分程度を予定（プレゼンテーション15分、ヒアリング10分を予定しているが、変更となる場合がある） ・原則、業務責任者を含む計3名以内の出席とする。 ・プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書及び企画提案説明資料により行い、別資料による説明は原則として認めない。ただし、事前に静岡県 の了解を得た場合は、この限りでない。

(3) 審査基準

審 査 項 目	審 査 基 準
実施方針	・事業の趣旨を十分に理解し、長期的視点のもと、具体的で一貫性をもった提案内容となっているか
運営体制	・事業成果の達成に必要な体制を整えているか
企画内容	・海洋実証フィールド候補地の現状調査について、調査の実施方法が具体的かつ的確に提案されているか ・企業アンケート調査について、調査の実施方法が具体的かつ的確に提案されているか ・海洋実証フィールド候補地の提案について、調査・分析の実施方法が具体的かつ的確に提案されているか ・貝島地区において企業が事業活動を行う条件・支援について、調査・分析の実施方法が具体的かつ的確に提案されているか
経済合理性	・提案内容は、費用対効果の観点から効果的か
類似業務等の実績	・過去の実績から、受託者として適当であるか
社会的取組（加点項目）	・パートナーシップ構築宣言に登録しているか

(4) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①委託限度額を超えた場合
- ②指定期間を過ぎて参加表明書、企画提案書等が提出された場合
- ③選定委員会に欠席又は遅れた場合
- ④不正行為（提出書類への虚偽記載等）が認められた場合
- ⑤評価の公平性を害する行為があった場合

(5) 選定結果の通知

審査の結果、契約の限度額の範囲内で、最も優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。選定結果は次のとおり発表する。

日 時	令和8年10月23日（金）午後5時まで
方 法	すべての応募者にメールにより通知する

6 契約の締結

(1) 契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、「令和8年度海洋実証フィールド調査業務委託仕様書」に基づき提案された内容を基本とするが、契約候補者と県との協議により最終的に決定する。
 なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(2) 労働関係法令遵守に関する誓約書の提出

契約候補者は静岡県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。
 なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

7 その他留意事項

- (1) 委託先として選定した事業者を公表する。
- (2) 企画提案は1者につき1案とする。
- (3) 審査結果に関する疑義は、一切受け付けない。
- (4) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。
- (5) 本業務は必ずしも当該企画提案の内容に沿って行うものではなく、実施にあたっては、提案内容を基に委託者と協議して実施内容を決定する。
- (6) 本契約により制作された制作物の著作権は、原則として県に帰属することとし、県以外の者が所有する著作権等に係るものを除き、次年度以降も継続する、又は今後実施する他の事業において使用する場合がある。
- (7) 企画提案内容は、採用された場合に受託者が責任を持って実現できるものとする。なお、提案者の事情（調整先を含む）により、提案内容が実施できない場合においては、当該提案にかかる金額を契約額から減額し、変更契約を行う場合がある。
- (8) 静岡県情報公開条例により、情報開示の請求を受けた場合には、開示の対象となる場合がある。

8 提出先、問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局先端技術振興課 担当：佐藤
 住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館9階）
 電話：054-221-3622 F A X：054-221-2698
 E-mail：sengi@pref.shizuoka.lg.jp